

# 「ごおり陶磁器フェスタ」展示会規約

## 1. 出展の申込みおよび出展契約の成立

本展示会に対する出展の申込みは、申込者による出展申込フォームの送信または出展申込書の提出により行い、主催者が出展申込書および出展料を受領することにより、出展契約が成立するものとする。

## 2. 出展者

主催者が出展を受け付けた申込者を出展者とする。出展者またはその代理人は、出展者としての代表者名を届け出なければならない。また、出展者は、主催者の承認がない限り、その展示小間に出展する権利を他人に譲渡、また貸与することはできない。出展者は、主催者に対し、入金締切日までに、申込小間に応じた出展料を支払わなければならない。出展者は、展示会規約を厳守する。

## 3. 展示小間の割当と配置

展示小間の割当は、原則として主催者が決定するものとする。また、主催者は、展示効果上、その他の理由により必要と認められる場合には、小間図面を変更し、それに関連して展示小間の割当と配置を変更することができる。ただし、この場合、主催者は、事前にその旨を出展者に通知するものとする。出展者は、小間位置の変更に対して、異議を述べたり、賠償請求をすることはできない。

## 4. 出展物

出展する製品またはサービス(以下、「出展物」という。)は、本展示会の趣旨に合致するものでなければならない。主催者は、出展物が展示会の趣旨に合致しないと判断した場合、出展者に対し、当該出展物を出展しないよう求めることができるものとし、出展者は、主催者の判断に従わなければならない。

## 5. 出展の拒否

出展者が申込時に虚偽の申告をした場合、またはこの展示会規約に違反した場合、主催者は、出展契約を解除し、出展者の出展を拒否することが出来る。出展者による虚偽の申告または展示会規約の違反、他の明確な理由によって出展契約が解除される場合には、支払済みの出展料は返還されないものとする。

## 6. 展示方法

出展者は、主催者の提供する「出展マニュアル」に定められた展示規定に従い、展示を行わなければならない。展示方法が適切ではなく、防犯上問題がある場合または本展示会の品位を著しく損なうと認められる場合には、主催者は、出展者に対して展示の変更または撤去を命ずることができる。

## 7. 展示の設置と撤去

出展者は、主催者の定めたスケジュールにそって小間の装飾、出展物の搬出入を行うものとする。

## 8. 宣伝活動

出展者は、会場内において本展示会の秩序および品位、信用を損なわないよう宣伝活動を行わなければならない。場内の通路等でのチラシ配布、実演、呼び込みまたは販売行為は禁止する。

## 9. 実演

出展者は、過度の音響、照明、光熱、粉塵、ガス、煙、臭気を生じる実演により他者に迷惑を及ぼしてはならない。主催者は、出展者の行う実演が展示会の運営上、不相当と認められる場合には、実演の中止を命ずることができる。

## 10. 清掃

出展者は、自らの責任において指定された小間内を清潔に保たなければならない。

## 11. 出展申込の解約

出展申込後、出展者の都合により、やむなく申込小間数の縮小または解約せざるを得ない場合には、書面によって主催者に通知し、了承を得なければならない。この場合、申し出日が申込締切日を過ぎており、かつ出展料の入金が完了している、または、入金締切日を過ぎている場合は、出展者は、下記のキャンセル料を主催者に支払わなければならない。

COVID-19をはじめとする感染症に罹患した場合にも、書面によって主催者に解約または代理人派遣のいずれかを通知しなければならない。解約の場合は、下記のキャンセル料を主催者に支払わなければならない。

申込締切日: 2022年1月13日(木)  
入金期限日: 2022年2月9日(水)

キャンセル料: 出展料の2/3

## 12. 出展申込時書に記載した情報について

出展者は、出展申込みに際し記入した情報については、主催者が本展示会の目的の範囲内（本展示会に関する連絡・案内、広報宣伝）で他に公表することについて、同意する。

## 13. 取材ほか肖像権について

出展者は、主催者およびその関係従事者が撮影した各種記録媒体(ビデオ・カメラ等)による収録物、複製物あるいは編集物(適正範囲の編集に限る)に、出展者が撮影されていた場合においても、主催者が主催者の目的の範囲内で利用することを予め承諾し、肖像権について主張しない。

## 14. 展示会の変更

主催者は、やむを得ない事情がある場合には、展示会の会場、開催日、会期を変更することができる。これらの変更に関しては、開催予定日または変更後の開催日(当初予定より日程が早くなった場合)より14日前までに主催者から出展者に対し書面または電磁的記録により通知されるものとする。この場合、出展者は、変更によって生じた損害につき、主催者に賠償請求することはできない。

## 15. 展示会の中止

不可抗力により、展示会場が使用に適さなくなった場合、または展示会の運営が困難になったと主催者が判断した場合、主催者は、展示会のすべてまたは一部を中止することができる。会期前中止に限り、主催者は、出展者に対して出展料の返金を行うものとし、それ以外の責任は負わないものとする。なお、ここにいう不可抗力の範囲は、以下に列挙する事項およびこれに準ずる状況とする。

感染症の流行、火災、洪水、疫病、地震、爆発、その他の事故、封鎖、悪天候、政府の規制、暴動または内乱、ストライキ、ボイコット、その他の紛争、適切な輸送の不備または欠乏、国または地方公共団体等の立法的、行政的または司法的規制による労働力、資材、機器等の不備または欠乏、没収もしくは不可抗力の事態。

## 16. 防災法規の遵守

出展者は、会場に適用されるすべての防災・安全法規を遵守しなければならない。

## 17. 損害賠償責任

主催者およびその関係従事者は、出展者とその関係従事者または来場者が出展物の搬入、設営、撤去期間中および開催期間中に発生する事故により受ける障害、または出展物と装飾展示設備に与える損害に対して一切の責任を負わないものとする。出展者は、その従業員または関係従事者が、その他の出展者、来場者または会場諸設備に与える損害に対して賠償責任を負い、直ちに適切な処置をとるものとする。主催者は、これらの危険に対して、出展者各自で保険に加入することを勧める。

## 18. 原状回復

出展者は、展示期間が終了したときは展示スペースの原状回復を行わなければならない。出展者が回復作業を行わないときは、主催者がこれを行い、その費用は出展者が負担するものとする。また、その際の未処分の出展物等は主催者が処分できるものとする。

## 19. 電気・ガス・水道・エアー

出展者が必要とする電気・ガス・水道・エアー設備の工事に関しては、展示会指定業者を採用するものとする。主催者は展示会指定業者の決定権を有する。

## 20. 電気の供給

出展者の展示装飾品または展示装飾設備の電気配線は、各政府官庁および標準消防検査規則が定める最適基準に従うものとする。出展者は照明器具、照明電源、動力用電源をこの基準内において「出展マニュアル」に記載の価格で利用することができる。また、出展者は、この基準内において、各自で用意する電気製品を使用することができる。

## 21. 写真撮影その他の制限

出展者、その従業員および関係従事者は、展示会場内においては、展示ブース、出展物、その他のものについて、主催者または各出展者の許可がない限り、これを撮影、描写等することはできない。

## 22. 入場制限

主催者は、警備・安全その他の理由により、来場者の入場を制限することができる。